

新設・改正予定の通達について

新設・改正予定の通達について

OBD検査の開始に向けて、今後、以下の通達等の新設又は改正を検討中。

1. 自動車整備事業者におけるOBD検査システムの「ログインID」及び「パスワード」の管理について（新設）

OBD検査サーバーのID・PSに関し、認証工場及び指定工場が満たすべき遵守事項（使いまわし、不正アクセス等の禁止等）を規定予定。

2. 自動車整備事業者から国又は機構に申請、届出等があった場合又は自動車整備事業者の処分を行った場合における国と機構における手続について（新設）

自動車整備事業者から各種申請、届出等があった場合及び自動車整備事業者の処分を行った場合、機構においてもこれらに対応してID・PSの発行、凍結、再交付等の手続が発生する。それぞれの場合について、申請者負担を最小化するため、国と機構における手続及び連絡体制を規定予定。

3. 自動車特定整備事業者におけるOBD検査等の取扱方針について（新設）

OBD確認の法的位置づけ、実施する場合の遵守事項（場所、機器等）、不正が確認された場合の措置、等を規定予定。

新設・改正予定の通達について

4. 天災等の事由によりOBD検査サーバーに接続不能となった場合の措置について(新設)

天災等の事由によりOBD検査サーバーに接続不能となった場合においても、車検業務が滞ることのないように、障害の状況の把握方法、障害が発生した際の対応(特例的な取扱いの内容を含む)、受検者及び整備工場への周知方法、特例措置の法的な位置づけ等を規定予定。

5. OBD検査の開始に伴う「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」、「自動車整備事業の監査方針について」等の一部改正

OBD検査等に関する事項のうち処分対象となる行為、その処分量定等を規定予定。また、これらを踏まえた監査方針を規定する。